

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和 7 年 2 月 2 6 日

○出席委員

委員長	南川則之
委員	世古雅人
委員	濱口正久
委員	木下順一
委員	尾崎幹

副委員長	山本欽久
委員	瀬崎伸一
委員	戸上健
委員	坂倉広子
委員	世古安秀

議長	河村孝
----	-----

○欠席委員（１名）

委員	山本哲也
----	------

○出席説明者

歳出

- ・立花副市長
- ・高村建設課長、濱崎室長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井太
------	-----

次長兼 議事総務係長	平山智博
---------------	------

(午前10時31分 再開)

○南川則之委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再開します。

山本哲也委員から欠席の報告がありましたので、ご承知おきください。

本日、審査をします議案は、議案第52号、令和6年度鳥羽市一般会計予算補正予算（第8号）（追認）の1件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

質疑については、本日の議案となっております債務負担行為補正に関するものととどめていただき、質疑を行ってください。

それでは、審査に入ります。

議案第52号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）（追認）の概要及び債務負担行為補正について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 おはようございます。副市長の立花でございます。今日はよろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第52号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）につきましては、令和6年度当初予算案に先立ち、立地適正化計画策定業務に係る債務負担行為の追加を補正するものでございます。

詳細につきましては、建設課長から説明させていただきますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 建設課長。

○高村建設課長 おはようございます。建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

説明に入る前に、最初に、先ほど副市長のほうからもご説明ありましたけれども、今回の追加の債務負担行為をお願いする件に当たりましては、これ、私自身の今回の事務処理に当たりまして、関係法令の認識を私自身ちょっと欠いていたところが原因でございます。皆様にまずは深く反省を、おわびを申し上げます。

内容について説明に入らせていただきたいと思います。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

事項は先ほどお話がありました立地適正化計画の策定業務、期間は令和7年度、限度額は1,326万6,000円を債務負担行為をお願いするものでございます。

こちら、お手元のほうにというか資料をちょっと配付させていただいておるんですけども、これはスケジュールのほうをまずちょっとご覧いただきたいのですが、これは昨年度の令和6年2月28日の予算決算常任委員会でご説明したときと同じ資料です。ここでお話しした内容は、本当に少しでも早くこの業務を進めたいという思いから、令和5年度に債務設定をゼロの債務設定を行い、入札を行いまして、令和5年度、令和6年度、令和7年度の債務負担行為をご承認いただいて、翌年度の4月に入札を行って業者を決定し、業務を今、一生懸命進めておるところです。

今回のことが分かってまいりましたのが、この2月に分かってまいりました。内容が、令和5年度に債務を

設定したものは、その翌年度の令和6年度になって契約した場合、5年度に設定した債務の設定した効力を失うということが分かってまいりました。本来であれば、効力を失うということですので、令和6年度に予算においても債務負担行為を設定していくべきところを、先ほどの話になりますけれども、その部分、私自身、認識がちょっと欠落しておりました。

しかしながら、これ、まちづくりを進めていく上で非常に重要な業務で、今、一生懸命進めておるところです。立地適正化計画の作成を進めていきたいという思いから、令和7年度債務負担行為につきまして、改めましてお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

概要及び債務負担行為補正についてご質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

副委員長、ちょっと私、よろしいですか。

(委員長交代)

○山本欽久副委員長 どうぞ。

○南川則之委員 私のほうから少し質疑をさせていただきます。

課長のほうから、今、関係法令の認識が欠けておるということですが、その辺なんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、地方自治法第96条にはどういうことが書かれておるか、ちょっと教えてください。

○山本欽久副委員長 高村課長。

○高村建設課長 先ほどご説明させていただきましたように、ちょっと平たくお話しさせていただきましたけれども、その年度に債務を設定したものにありましては、その年度に契約すればその効力は失うことはないんですけれども、翌年度にずれ込んで契約した場合にあっては、そこで設定した債務の効力を失うということが書かれておりました。

○山本欽久副委員長 委員長。

○南川則之委員 ということは、議会の議決に付すべき事件という理解ですわね、そこは。それを欠いておったということで、それで、副市長に私、聞きたいんですけれども、前回、水道の案件があって、そのときにも私、議運でも聞いたんですけれども、担当補佐やったと思うんですけれども、過去にこういうことがなかったのかということでいろいろ調べてもらって、過去にもありましたと。そのときにも、今後こういうことがないようにしっかりと全庁確認してほしい、やってほしいということであつたんですけれども、今回の2月20日の総務課長の議運での話では、そういう流れの中で、まだまだそういうことがある可能性もあるもので調べたところ、発生したということで、調べるのは当然かもわかりませんが、普通はないのが本当やと思うんですわ。議会の議決に付すべき事件ということで、全庁挙げてそういう認識がなければいかんと思うんですわ。

そこで、副市長にお聞きしたいのは、そういった再発防止のためのしっかりとした対策とか、あるいはそういったことが起こっておるということで、議長のほうにしっかりと説明をされたのか、その辺ちょっと教えてください。

○山本欽久副委員長 副市長。

○立花副市長 私からですか。私からは議長のほうへはお話はしておりませんが、再調査を行いますという話につきまして、50万円以上のというふうなことで、そちらの保障とかそういう業務のほうで全体的にあるだろうということで、調査はかけるというのは私も存じ上げておいて、一斉にそれは調査をして、その返事がこの間の部分で、以前にも水道のところでございましたというご報告をさせてもらったところです。

あと、今回の事案につきましては、ちょっとまた同じ会計規則の話なんですけれども、そういうちょっと調査の仕方をしていなかったのかなというふうなところで、私も存じ上げていなくて、2月になってから相談を受けたというような状況でございます。

以上でございます。

○山本欽久副委員長 委員長。

○南川則之委員 水道課の件は損害賠償を確定するというので、議会の議決を得なければあかんということで、今回はこの地方自治法第96条の定めておる予算を定めることとか、そういった決算を定める、認定することについては、必ず議会の議決を必要とするというのは、これは基本中の基本ですわね。そこを欠落しておるということは、もっと慎重、真剣にやってほしいなと思います。

課長がそういう法的な認識が欠けていたということですが、今後しっかりやってほしいなと思います。私からは以上です。

(委員長交代)

○南川則之委員長 ほかにございますか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今、委員長が言われたということは、起こったらいかんことが起こってしまったわけやで、その対策としていろいろな形を今までやってきたわけですね。というのは、それができひんだということは、やはり何か人員不足とか、原因は絶対あるよって、忘れていましたという話ではないと思うんです。そこをやはり職員さん全部共有認識を持ってもらうように再度、やはりあつてはならないことが起こるといふ、委員長自体が物を言うとなやで、これはすごく重たいものにしてもらわな。二度とこれが起こるということがあれば、やはり責任問題、そこまで追及せないかんようになるよって、そこら辺はしっかりと皆さんが共有して、誰もが、誰も言うたらおかしいけれども、やはり幹部の方々は、やはりちゃんとお互いがお互いのチェックになるようなつくり方、見方、それをしっかりとやってください。委員長が物を言うということは、もっと重たく受け止めていただきたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

委員長の私から少し提案なんですけれども、これ度重なるということで、しっかりやはり委員長報告の中で、こういうことが起こったらいかと、再発防止のところも含めて、しっかりと議会からの意見というのもちよっと述べさせていただけたらと思うんですけれども、その辺は皆さん、委員の皆さん、どうでしょうか。

（「お願いします」の声あり）

○南川則之委員長 よろしいですか。

議長、何かよろしいですか。

○河村 孝議長 異議ございません。

○南川則之委員長 よろしいですか。

（「議長も怒っとるんやで。それで委員長が怒るいうことは大概のことやで。本当に重たく受け止めて。以上」の声あり）

○南川則之委員長 ありがとうございます。

それでは、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第52号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）（追認）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告についてはご一任をお願いします。

これをもちまして、予算決算常任委員会を散会します。

ありがとうございました。

（午前10時44分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年2月26日

予算決算常任委員長 南 川 則 之

予算決算常任副委員長 山 本 欽 久